

ブリッジ Bridge 3月号

トレンドニュース(令和6年1月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.23倍(前月比▲0.02P)

「現下の雇用失業情勢は、持ち直しの動きに弱さが見られる。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,702人と前年同月比6.3%減少。

新規求職申込件数:1,812人と前年同月比1.6%減少。

⇒新規求職者は16か月連続で減少が続いており、人材確保の厳しい状況が続いています。

応募者確保に向けて、求人条件を見直してみませんか?

●自動車運転者・建設事業・医師について時間外労働の上限規制が適用されます!

自動車運転者・建設事業・医師については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年(2024年)4月1日から適用されます。

例年3月下旬は届出が集中しますので、なるべく早期の届出をお願いします。

目次

《お知らせ情報》

- ◆自動車運転者・建設事業・医師の時間外労働の上限規制が適用されます!
- ◆障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について
- ◆36協定・就業規則等の届出にあたってのお願い
- ◆令和6年度の雇用保険料率について～令和5年度と同率です～
- ◆年収の壁対策として労働者1人につき最大50万円助成します!
- ◆企業の皆様へ次のようなケースのときご相談ください～公益財団法人産業雇用安定センター～

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



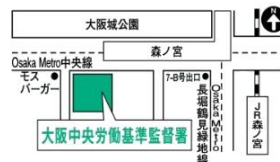
大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和6年1月内容)

(求人求職のバランス : 原数値)

- 新規求人数 : 10,702人 (前年同月比 : ▲ 6.3 P)
- 新規求職申込件数 : 1,812人 (前年同月比 : ▲ 1.6 P)
- 新規求人倍率 : 5.91倍 (前年同月比 : ▲ 0.29 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比▲6.3%と、2か月連続で減少した。

(単位:人、%)

産 業 計	5年												6年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
産 業 計	11,418 5.8	10,391 5.2	10,025 5.1	10,554 5.2	9,560 0.8	10,277 5.6	9,709 ▲ 3.1	10,992 16.6	10,472 7.8	9,840 ▲ 9.5	10,415 7.3	9,201 ▲ 1.6	10,702 ▲ 6.3
建設業	462 ▲ 28.0	800 ▲ 10.7	574 ▲ 26.3	464 ▲ 17.7	705 ▲ 15.2	599 ▲ 25.6	374 ▲ 40.6	660 ▲ 18.2	542 ▲ 25.3	309 ▲ 45.8	569 ▲ 28.8	585 5.6	372 ▲ 19.5
製造業	797 27.7	758 6.8	855 16.3	719 38.8	728 8.8	864 14.1	704 11.7	745 15.1	741 ▲ 12.2	714 ▲ 11.1	716 12.1	655 ▲ 15.7	827 3.8
情報通信業	680 ▲ 20.2	890 12.5	662 1.1	654 ▲ 11.9	717 ▲ 17.2	661 ▲ 6.6	641 ▲ 13.7	703 ▲ 28.6	535 ▲ 31.1	708 ▲ 4.7	772 ▲ 16.4	694 11.4	830 22.1
運輸業、郵便業	987 ▲ 23.1	202 ▲ 41.6	339 7.3	1,031 ▲ 11.8	490 33.9	383 ▲ 4.3	874 ▲ 18.4	375 42.0	376 ▲ 18.4	896 ▲ 13.2	310 39.6	373 ▲ 31.2	947 ▲ 4.1
卸売業、小売業	1,292 31.2	1,110 14.1	1,082 25.7	1,276 43.5	940 12.7	1,257 22.4	1,183 36.9	1,308 30.8	1,131 2.7	1,087 9.9	1,066 ▲ 4.5	1,012 11.5	1,147 ▲ 11.2
学術研究、専門・技術サービス業	591 ▲ 6.9	610 21.8	677 8.7	642 7.5	548 7.9	654 11.4	658 ▲ 4.2	587 7.3	657 18.6	705 3.7	528 ▲ 8.0	670 6.3	700 18.4
宿泊業、飲食サービス業	1,707 27.3	661 2.6	510 ▲ 4.1	1,597 13.3	683 ▲ 11.8	767 43.9	1,271 ▲ 7.0	1,621 161.0	786 78.6	997 ▲ 37.5	1,560 145.3	702 61.4	927 ▲ 45.7
生活関連サービス業、娯楽業	254 137.4	145 222.2	214 148.8	119 ▲ 3.3	150 100.0	167 39.2	119 4.4	141 2.9	197 ▲ 7.1	121 ▲ 28.8	163 59.8	145 8.2	174 ▲ 31.5
教育、学習支援業	101 0.0	179 70.5	115 ▲ 40.1	83 ▲ 17.8	79 ▲ 25.5	171 ▲ 6.0	137 50.5	118 5.4	103 ▲ 14.2	185 120.2	103 13.2	115 ▲ 7.3	226 123.8
医療、福祉	2,181 15.3	2,347 ▲ 1.6	2,011 ▲ 11.3	1,946 6.3	2,358 0.7	2,212 ▲ 7.9	1,822 0.6	2,423 12.3	2,285 11.0	1,881 ▲ 9.6	2,465 4.4	1,955 0.3	1,888 ▲ 13.4
サービス業(他に分類されないもの)	1,581 ▲ 0.3	1,763 16.1	1,803 9.7	1,531 3.7	1,609 ▲ 2.4	1,669 ▲ 2.2	1,518 ▲ 0.1	1,835 13.8	1,578 ▲ 14.5	1,554 2.8	1,513 ▲ 7.9	1,356 ▲ 34.6	1,564 ▲ 1.1

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は16か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は2か月連続の減少となった。

(単位:件、%)

全 数	5年												6年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
新規求職申込件数	1,842 ▲ 12.0	1,961 ▲ 2.7	1,962 ▲ 15.1	2,260 ▲ 7.3	1,865 ▲ 5.7	1,716 ▲ 10.9	1,571 ▲ 6.6	1,665 ▲ 9.3	1,620 ▲ 11.7	1,673 ▲ 10.4	1,427 ▲ 9.1	1,284 ▲ 10.0	1,812 ▲ 1.6
在職者	407 ▲ 31.6	581 ▲ 5.8	488 ▲ 26.7	341 ▲ 11.0	336 ▲ 8.4	346 ▲ 9.9	278 ▲ 3.5	336 ▲ 8.4	311 ▲ 15.0	262 ▲ 32.1	261 ▲ 21.6	299 ▲ 1.0	488 19.9
離職者	1,303 2.4	1,231 4.1	1,317 ▲ 6.1	1,666 ▲ 10.7	1,346 ▲ 5.7	1,223 ▲ 11.1	1,163 ▲ 8.2	1,167 ▲ 11.1	1,171 ▲ 9.8	1,254 ▲ 6.5	1,033 ▲ 5.2	888 ▲ 12.2	1,197 ▲ 8.1
常 用	335 ▲ 2.6	310 0.6	353 ▲ 6.1	467 ▲ 21.2	346 ▲ 11.3	315 ▲ 4.8	293 ▲ 6.1	259 ▲ 19.6	271 ▲ 14.8	330 5.8	295 14.3	255 ▲ 16.1	313 ▲ 6.6
自己都合離職者	876 5.8	837 8.1	872 ▲ 2.6	1,062 ▲ 4.6	896 ▲ 3.6	824 ▲ 13.7	801 ▲ 8.9	836 ▲ 7.1	839 ▲ 5.2	845 ▲ 9.2	661 ▲ 12.3	557 ▲ 12.0	793 ▲ 9.5
無業者	125 ▲ 41.6	138 ▲ 32.0	150 ▲ 33.0	247 39.5	173 ▲ 1.1	142 ▲ 11.8	127 5.0	156 7.6	132 ▲ 20.0	153 15.9	128 ▲ 8.6	94 ▲ 13.0	118 ▲ 5.6

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含む新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※男女とも「55歳以上」の年齢層で増加。

(単位:件、%)

令和6年1月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,803	▲ 1.7	792	▲ 2.7	1,009	▲ 0.7
24歳以下	108	▲ 3.6	40	▲ 11.1	68	3.0
25～34歳	357	▲ 3.0	130	▲ 18.8	226	9.2
35～44歳	287	▲ 12.8	116	▲ 10.1	171	▲ 14.5
45～54歳	383	▲ 5.7	146	▲ 5.2	237	▲ 6.0
55歳以上	668	7.7	360	10.4	307	5.5

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

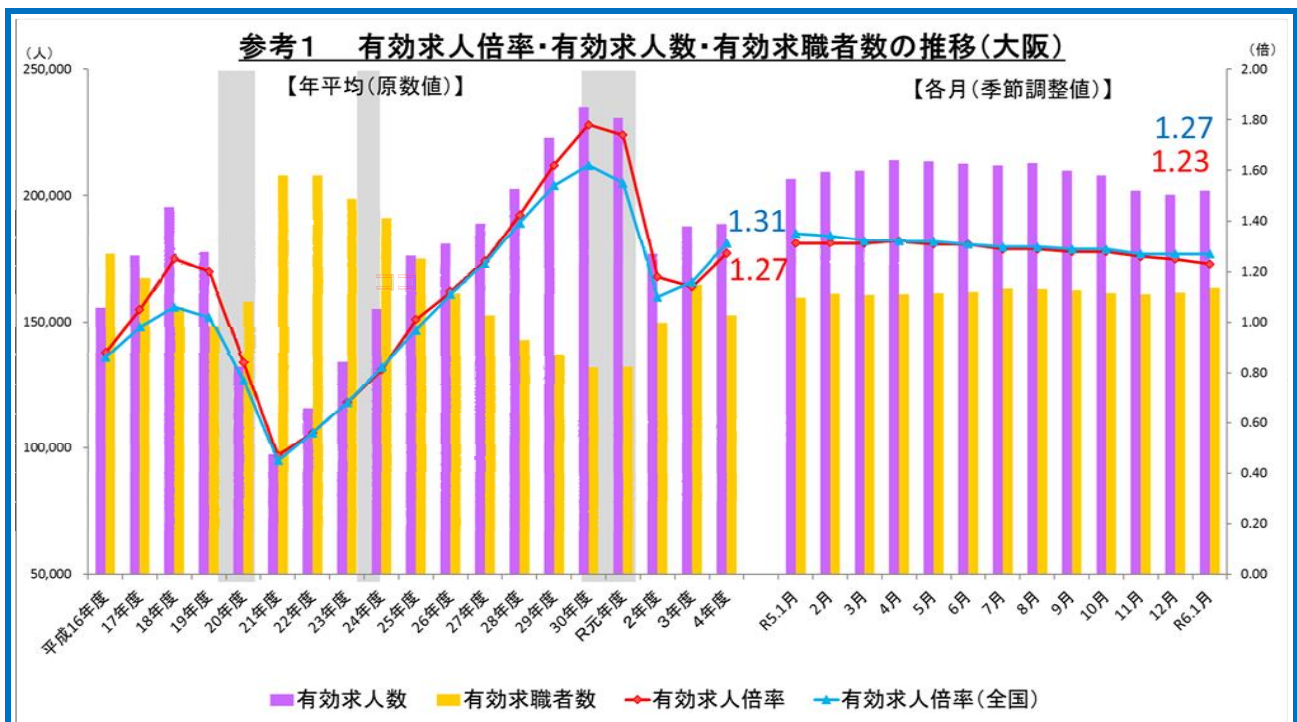
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	5年												6年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
就職件数	298	378	591	439	426	429	401	356	391	403	379	332	308
	▲ 8.3	8.3	9.9	11.4	6.8	1.4	2.8	▲ 1.1	▲ 0.8	7.8	6.8	▲ 5.4	3.4

- (注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

令和
6年4月～
適用

自動車運転者 建設事業 医師

2024年
4月から

の時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日から施行されています。自動車運転の業務、建設事業、医師については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年(2024年)4月1日から適用されます。

令和6年3月31日まで

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師
月	限度時間(原則)	4.5時間	-	-	-
	4.5時間超は6月(6回)まで	適用あり	-	-	-
	単月(1か月)上限 ※	100時間未満	-	-	-
	複数月平均上限 ※	80時間	-	-	-
年	限度時間(原則)	360時間	-	-	-
	上限	720時間	-	-	-

令和6年4月1日以降



※ 休日労働を含む

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	建設事業 災害復旧工事	医師 A水準、連携B水準	医師 B水準、C水準
月	限度時間(原則)	4.5時間	4.5時間	4.5時間	4.5時間	4.5時間	4.5時間
	4.5時間超は6月(6回)まで	適用あり	-	適用あり	適用あり	-	-
	単月(1か月)上限 ※	100時間未満	-	100時間未満	-	100時間未満	100時間未満
	複数月平均上限 ※	80時間	-	80時間	-	-	-
年	限度時間(原則)	360時間	360時間	360時間	360時間	360時間	360時間
	上限	720時間	960時間	720時間	720時間	960時間 ※	1,860時間 ※

※ 休日労働を含む



大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

適用猶予業種の時間外労働の上限規制に係るリーフレット

自動車運転の業務

トラック/バス/タクシー
労働時間等の改善基準
のポイント

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和6年4月から適用）の内容及び時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定）の記載方法等のリーフレットになります。

トラック



バス



タクシー



建設業

建設業時間外労働の上限規制
わかりやすい解説

建設事業及び建設事業のうち災害時における復旧及び復興の事業に係る時間外労働の上限規制の内容、時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定）の記載方法等のリーフレットになります。



医師

医療機関の管理者・事務部門のみなさまへ
医師の働き方改革
2024年4月までの手続きガイド

医師の働き方改革を進めるための新しいルール of 制度の仕組み及び時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定）の記載方法等のリーフレットになります。



適用猶予業種の時間外労働の上限規制に係るサイト

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススめ

時間外労働の上限規制の適用猶予業種（医師、自動車運転者、建設業）向けの特設サイトとなります。



時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務 - 厚生労働省

時間外労働の上限規制の適用猶予業種に係る厚生労働省のHPとなります。



お問い合わせは、【お近くの労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー」】まで労働時間に関する法令など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。



大阪労働局管内労働時間相談・支援コーナー



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

② 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鋳業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鋳業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

36協定・就業規則等の届出にあたってのお願い

1 郵送

- ☑ 控えが必要な場合は【**提出用+控え（コピー可）+返信用封筒（切手付き）**】を必ず同封してください。後日、控えを郵送いただいても受付はできませんのでご了承ください。
- ☑ 到達の有無の確認は対応しかねますので、到達の有無を確認したい方は**レターパック等**をご活用ください。
- ☑ 到達した順番で処理をいたします。3月～4月は届出が大変多くなり、処理までの**順番待ちが1か月ほど**かかる場合があります。また、お電話を頂いても処理状況のご説明は出来かねますのでご了承ください。

2 窓口

- ☑ 控えが必要な場合は【**提出用+控え（コピー可）**】を必ず持参してください。

3 電子申請

- ☑ 社会保険労務士の提出代行の場合、代行証明書（社会保険労務士証票付き）はPDF形式での添付をお願いします。
- ☑ 労働基準法等の手続きに関する電子申請について、厚生労働省のホームページにマニュアル、解説、関連通達等を掲載していますので、以下のURL・二次元コードからご参照ください。

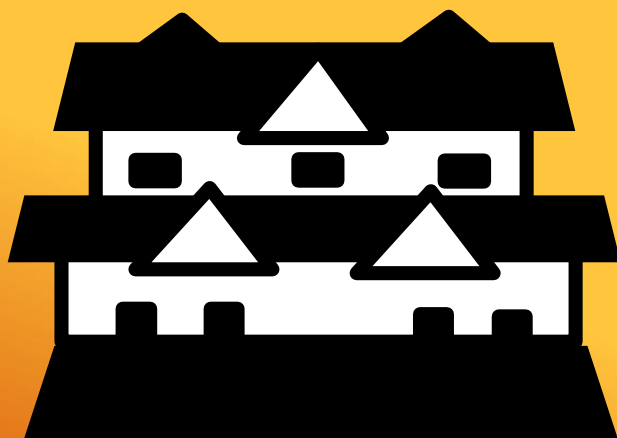
(労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



4 その他

- ☑ 届出いただいた36協定届等については、内容等に問題がなければ当署に到達した日付の受付印を押印します。
- ☑ 郵送、電子申請による届出について、処理の中断につながることから進捗状況等のご説明は出来かねますのでご了承ください。
- ☑ FAXによる書類の提出は、一切受け付けておりませんのでご了承ください。



大阪中央労働基準監督署

令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です。）。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和6年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000 3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000 3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000 4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000 4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html)

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

（1）手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 (注)
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※ 本助成金については、**2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。**

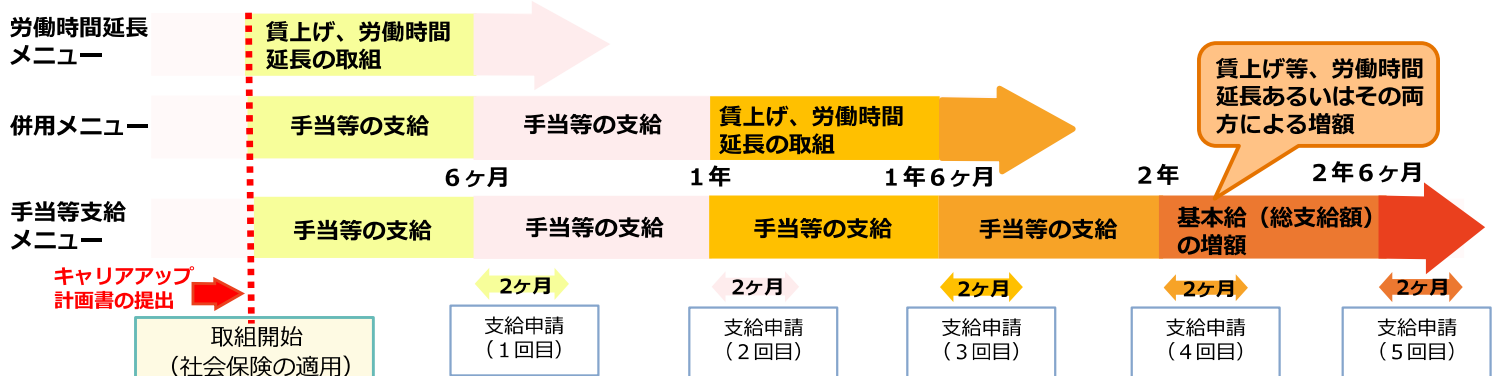
（2）労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
 ※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。
 (上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ **キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。**（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）



対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

※¹ 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。

※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



企業のみなさまへ

次のようなケースのとき ご相談ください

人材の受入れ

- 事業の拡大、欠員発生などにより、必要な要員を確保したいとき。
- 経験豊富な即戦力の人材を確保したいとき。
- 新規部門に精通した人材を雇用したいとき。

人材の送り出し

- 事業の整理・縮小に伴い、雇用調整を検討しているとき。
- 定年退職予定者等が他企業への再就職を希望しているとき。
- 従業員を系列外企業への出向を検討しているとき。



費用は一切
かかりません



公益財団法人
産業雇用安定センター

※ご利用時間9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

<https://www.sangyokoyo.or.jp/>

■ 大阪事務所 ■

〒540-6591

大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル4階

TEL 06-6947-7663

FAX 06-6949-4487

■ キャリア人材バンク大阪梅田 ■

〒530-0001

大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階

TEL 06-6147-9213

FAX 06-6147-9256

雇用の問題お悩み解決のためのサポートをします！

早期退職を募らなくてはいけなくなりました。
従業員の次の就職先を見つけたい。

一時的に社員の仕事が
なくなってしまう。
そんな時どうすればいいの？

ハラスメント防止など社員教育に課題があり、
セミナーの必要性は感じているが、
なかなか手が回らない。

採用って難しい。
一回二回の面接では判断できない。
当社に合う方を紹介してくれたら助かるのに。

他社ではどのように
取り組んでいるのか？
他社に出向してもらって、
広い視野を持ってもらい、
当社の業務改善につなげたい。



定年を迎える社員。
能力も高く経験も豊富なのに、
引退してしまうのはもったいない。
まだまだ社会に貢献できるのに。

安心のサポート

お近くの都道府県事務所にお問い合わせ下さい



産業雇用安定センターとは？



1987年(昭和62年)、労働省(当時)、日経連、産業団体などが協力して、「失業なき労働移動」を支援する公的機関として設立。以来30余年にわたり、再就職・出向などによる企業間の労働移動をサポートします。

全国の労働局・
ハローワークと連携

全国47都道府県に
事務所を設置

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

設立以来、
24万人の再就職・
出向の支援実績

1人の求職者に一人の
コンサルタントが
マンツーマンでサポート

産業雇用センターが
詳しくわかる動画は
こちらをクリック
してください。



公益財団法人 産業雇用安定センター

【ご利用時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

産業雇用

検索



フルタイムの求人求職賃金情報 2024年 1月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,630	7,553	2.20	235	224	290
管理的職業	61	25	2.44	245	273	353
専門的・技術的職業	4,665	1,269	3.68	251	250	366
開発技術者	193	35	5.51	250	250	408
製造技術者	182	72	2.53	235	243	367
建築・土木・測量技術者	1,020	52	19.62	324	286	480
情報処理・通信技術者	1,300	249	5.22	260	240	394
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	43	17	2.53	215	437	526
保健師、助産師、看護師	411	132	3.11	257	253	304
医療技術者	152	42	3.62	280	253	327
その他の保健医療の職業	154	56	2.75	212	199	265
社会福祉の専門的職業	796	177	4.50	231	231	270
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	105	230	0.46	245	232	295
事務的職業	2,144	2,484	0.86	223	209	260
一般事務の職業	1,228	2,031	0.60	218	201	244
会計事務の職業	356	196	1.82	248	235	308
営業・販売関連事務の職業	325	142	2.29	248	213	263
販売の職業	3,493	496	7.04	267	222	283
商品販売の職業	1,303	144	9.05	237	204	261
販売類似の職業	372	16	23.25	—	235	307
営業の職業	1,818	336	5.41	279	230	291
サービスの職業	2,407	541	4.45	228	215	247
介護サービスの職業	989	142	6.96	221	221	260
保健医療サービスの職業	84	26	3.23	198	188	226
生活衛生サービスの職業	70	75	0.93	212	211	246
飲食物調理の職業	476	117	4.07	267	218	283
接客・給仕の職業	536	92	5.83	249	219	234
居住施設・ビル等の管理の職業	118	37	3.19	176	183	189
保安の職業	467	33	14.15	235	191	205
生産工程の職業	866	325	2.66	232	211	290
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	163	58	2.81	231	214	295
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	275	94	2.93	226	199	255
輸送・機械運転の職業	874	147	5.95	288	211	255
自動車運転の職業	681	98	6.95	296	218	256
建設・採掘の職業	493	43	11.47	229	231	359
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	181	14	12.93	200	234	373
電気工事の職業	117	15	7.80	225	214	299
運搬・清掃等の職業	1,150	625	1.84	211	209	223
運搬の職業	885	160	5.53	224	211	222
清掃の職業	175	87	2.01	215	203	220
IT関連職業合計	1,572	338	4.65	250	239	386
福祉関連職業合計	2,065	384	5.38	233	237	281
(うち介護関係)	1,527	222	6.88	225	231	272

2024年1月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	114,379	95,992	1.19	237	227	297
管理的職業	415	386	1.08	339	325	439
専門的・技術的職業	31,450	15,616	2.01	256	244	335
開発技術者	1,064	496	2.15	290	235	388
製造技術者	1,011	1,137	0.89	244	232	343
建築・土木・測量技術者	3,916	720	5.44	308	270	441
情報処理・通信技術者	7,215	2,851	2.53	283	244	431
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	422	181	2.33	315	335	429
保健師、助産師、看護師	4,390	1,843	2.38	277	259	311
医療技術者	1,853	699	2.65	259	250	298
社会福祉の専門的職業	7,146	1,970	3.63	222	238	274
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	420	2,486	0.17	235	219	289
事務的職業	10,721	26,838	0.40	218	207	256
一般事務の職業	6,472	21,560	0.30	214	202	244
会計事務の職業	1,236	2,197	0.56	229	221	297
営業・販売関連事務の職業	1,580	1,671	0.95	236	209	258
販売の職業	12,559	6,063	2.07	283	229	301
商品販売の職業	5,044	2,221	2.27	222	219	279
営業の職業	6,901	3,710	1.86	313	233	310
サービスの職業	22,142	7,422	2.98	224	225	273
介護サービスの職業	8,792	2,593	3.39	220	213	247
保健医療サービスの職業	1,099	346	3.18	199	193	225
生活衛生サービスの職業	2,752	844	3.26	216	262	313
飲食物調理の職業	5,809	1,511	3.84	248	229	283
接客・給仕の職業	2,398	1,055	2.27	232	230	305
居住施設・ビル等の管理の職業	485	393	1.23	191	195	210
保安の職業	3,565	545	6.54	198	190	208
生産工程の職業	9,030	4,960	1.82	239	212	296
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	2,439	1,067	2.29	245	213	303
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,241	1,267	1.77	231	204	260
機械組立の職業	809	555	1.46	218	210	303
機械整備・修理の職業	1,719	489	3.52	259	218	313
生産関連・生産類似の職業	926	1,051	0.88	244	225	340
輸送・機械運転の職業	8,988	2,828	3.18	261	230	287
自動車運転の職業	7,039	1,914	3.68	270	234	292
建設・採掘の職業	9,067	1,038	8.74	279	236	360
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,612	373	7.00	288	234	356
電気工事の職業	1,284	384	3.34	275	229	354
運搬・清掃等の職業	6,165	9,036	0.68	213	210	248
運搬の職業	3,628	2,640	1.37	230	213	248
清掃の職業	1,053	1,208	0.87	187	206	236
IT関連職業合計	9,034	4,078	2.22	267	240	412
福祉関連職業合計	19,658	5,733	3.43	264	237	276
(うち介護関係)	13,781	3,446	4.00	223	228	264

パートタイムの求人求職賃金情報

2024年1月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	10,189	3,965	2.57	1,161	1,158	~ 1,250
専門的・技術的職業	1,162	401	2.90	1,357	1,487	~ 1,770
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	34	28	1.21	1,800	2,263	~ 2,725
保健師、助産師、看護師	380	88	4.32	1,634	1,631	~ 1,827
社会福祉の専門的職業	324	89	3.64	1,204	1,218	~ 1,361
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	59	41	1.44	1,688	1,089	~ 1,309
事務的職業	1,263	1,033	1.22	1,160	1,164	~ 1,258
一般事務の職業	677	874	0.77	1,159	1,139	~ 1,248
会計事務の職業	259	55	4.71	1,146	1,257	~ 1,304
営業・販売関連事務の職業	87	25	3.48	1,267	1,241	~ 1,293
販売の職業	580	125	4.64	1,126	1,064	~ 1,130
商品販売の職業	545	99	5.51	1,144	1,064	~ 1,089
営業の職業	32	21	1.52	1,076	1,250	~ 1,588
サービスの職業	4,430	352	12.59	1,135	1,115	~ 1,185
介護サービスの職業	1,244	85	14.64	1,213	1,196	~ 1,344
保健医療サービスの職業	69	19	3.63	—	1,140	~ 1,285
生活衛生サービスの職業	43	31	1.39	1,132	1,114	~ 1,396
飲食物調理の職業	1,510	88	17.16	1,095	1,069	~ 1,110
接客・給仕の職業	1,030	62	16.61	1,218	1,081	~ 1,140
居住施設・ビル等の管理の職業	324	32	10.13	1,064	1,094	~ 1,095
保安の職業	263	19	13.84	1,066	1,131	~ 1,200
生産工程の職業	321	62	5.18	1,069	1,157	~ 1,259
金属材料製造、金属加工、鋳造溶接・溶断の職業	12	8	1.50	1,064	1,143	~ 1,290
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	240	30	8.00	1,073	1,110	~ 1,184
輸送・機械運転の職業	191	44	4.34	1,078	1,189	~ 1,235
自動車運転の職業	174	37	4.70	1,064	1,202	~ 1,243
建設・採掘の職業	16	4	4.00	1,064	1,100	~ 1,100
運搬・清掃・包装等の職業	1,941	770	2.52	1,078	1,086	~ 1,115
運搬の職業	266	45	5.91	1,090	1,158	~ 1,352
清掃の職業	1,347	168	8.02	1,070	1,082	~ 1,095
その他の運搬・清掃・包装等の職業	206	534	0.39	1,083	1,064	~ 1,089
IT関連職業合計	159	80	1.99	1,109	1,124	~ 1,346
福祉関連職業合計	1,886	226	8.35	1,370	1,311	~ 1,474
(うち介護関係)	1,453	121	12.01	1,209	1,200	~ 1,347

注)

- 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。
- 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず)です。
- 「希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 「医療技術者」とは診療放射線技師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・歯科衛生士・歯科技工士です。
- 「その他の保健医療の職業」とは栄養士・管理栄養士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などです。
- 「社会福祉の専門的職業」とは福祉相談員・保育士・介護福祉専門員などです。
- 「保健医療サービスの職業」とは看護助手・歯科助手などです。
- 「生活衛生サービスの職業」とは理容師・美容師・エステティシャン・ネイリストなどです。
- 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち介護師、理学療法士・作業療法士等を除いた任意介護専門的職業、ホームヘルパー、家事の介護等です。

2024年1月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	68,311	57,841	1.18	1,146	1,189	1,301
専門的・技術的職業	10,400	5,657	1.84	1,430	1,457	1,663
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	323	228	1.42	2,016	2,143	2,588
保健師、助産師、看護師	2,837	1,445	1.96	1,650	1,683	1,867
医療技術者	947	311	3.05	1,487	1,731	2,011
その他の保健医療の職業	489	275	1.78	1,193	1,336	1,556
社会福祉の専門的職業	3,981	1,278	3.12	1,200	1,230	1,351
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	485	516	0.94	1,213	1,090	1,301
事務的職業	7,116	12,343	0.58	1,122	1,142	1,263
一般事務の職業	4,728	10,432	0.45	1,120	1,137	1,253
会計事務の職業	606	663	0.91	1,140	1,207	1,375
生産関連事務の職業	497	244	2.04	1,125	1,095	1,156
営業・販売関連事務の職業	361	354	1.02	1,145	1,166	1,291
販売の職業	2,900	2,099	1.38	1,121	1,101	1,202
商品販売の職業	2,729	1,786	1.53	1,096	1,091	1,186
営業の職業	107	271	0.39	1,293	1,281	1,496
サービスの職業	28,449	5,882	4.84	1,102	1,144	1,251
介護サービスの職業	10,079	1,729	5.83	1,134	1,220	1,386
保健医療サービスの職業	872	234	3.73	1,117	1,152	1,267
生活衛生サービスの職業	987	383	2.58	1,127	1,114	1,325
飲食物調理の職業	11,140	1,578	7.06	1,081	1,086	1,140
接客・給仕の職業	3,023	837	3.61	1,103	1,090	1,205
居住施設・ビル等の管理の職業	889	518	1.72	1,074	1,082	1,085
保安の職業	2,580	370	6.97	1,091	1,121	1,179
生産工程の職業	2,197	1,323	1.66	1,141	1,112	1,227
金属材料製造、金属加工、溶接・溶断の職業	187	193	0.97	1,232	1,138	1,272
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、溶接・溶断を除く)	1,420	592	2.40	1,081	1,083	1,161
輸送・機械運転の職業	2,452	888	2.76	1,125	1,157	1,236
自動車運転の職業	2,213	681	3.25	1,121	1,153	1,231
建設・採掘の職業	226	135	1.67	1,169	1,440	1,881
運搬・清掃等の職業	11,815	12,910	0.92	1,069	1,094	1,131
運搬の職業	1,454	1,030	1.41	1,089	1,138	1,238
清掃の職業	6,634	2,829	2.34	1,064	1,089	1,113
包装の職業	677	385	1.76	1,065	1,083	1,129
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,050	8,666	0.35	1,068	1,088	1,135
IT関連職業合計	699	920	0.76	1,219	1,155	1,367
福祉関連職業合計	15,808	3,839	4.12	1,370	1,349	1,513
(うち介護関係)	12,278	2,204	5.57	1,163	1,225	1,379

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2024年1月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	6	0	23	0	TOEIC(600点～)	196	20	48	17
第三種電気主任技術者	67	5	234	45	日本語検定1級	192	24	8	4
1級電気工事施工管理技士	30	5	47	8	日本語検定3級	107	7	0	0
2級電気工事施工管理技士	22	1	60	10	日商簿記1級	134	9	16	3
一級建築士	81	6	351	86	日商簿記2級	1,721	169	282	60
二級建築士	162	9	334	56	日商簿記3級	1,969	184	367	80
1級建築施工管理技士	74	5	493	97	簿記能力検定(全経2級)	82	15	11	4
2級建築施工管理技士	66	6	364	63	運行管理者(貨物)	185	10	60	0
1級土木施工管理技士	110	5	583	178	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	96	8	18	1
2級土木施工管理技士	67	4	583	161	医療事務資格	272	32	92	4
1級造園施工管理技士	10	0	29	0	登録販売者(一般医薬品)	227	15	132	3
薬剤師	276	23	531	59	理容師	48	4	898	5
保健師	138	9	200	30	美容師	572	56	1,880	32
助産師	74	9	33	0	ネイリスト技能検定試験2級	44	4	21	2
看護師	1,759	143	4,825	453	ネイリスト技能検定試験3級	50	4	28	3
准看護師	429	18	2,534	268	調理師	1,228	108	2,802	391
臨床検査技師	100	12	132	19	警備員検定試験(1級)	0	0	7	0
理学療法士	125	9	815	55	警備員検定試験(2級)	6	0	27	0
作業療法士	62	1	726	49	大型自動車免許	1,048	39	1,300	25
歯科技工士	73	7	40	4	大型自動車第二種免許	374	19	574	1
歯科衛生士	242	25	459	20	普通自動車免許	31,500	2,098	3,228	277
診療放射線技師	50	3	83	12	普通自動車第二種免許	439	30	2,393	359
言語聴覚士	27	6	301	18	大型特殊自動車免許	205	8	75	0
管理栄養士	300	23	737	97	自動二輪車免許	936	50	198	27
栄養士	485	27	1,492	116	原動機付自転車免許	390	14	868	340
あん摩マッサージ指圧師	12	2	344	42	牽引免許	290	11	217	2
はり師	66	3	344	48	フォークリフト運転技能者	3,291	177	2,283	253
きゅう師	60	2	246	24	中型自動車免許	415	21	1,774	95
柔道整復師	92	7	335	45	中型自動車第二種免許	42	0	169	3
臨床心理士	42	4	133	19	8トン限定中型自動車免許	465	23	843	26
社会福祉士	282	20	1,173	143	危険物取扱者(乙種)	904	61	302	69
介護福祉士	1,687	104	7,333	567	危険物取扱者(丙種)	96	8	31	1
保育士	1,373	82	3,596	306	溶接技能者	20	1	45	6
ホームヘルパー1級	50	4	426	93	ガス溶接技能者	293	9	98	4
ホームヘルパー2級	1,330	67	5,064	519	アーク溶接技能者(基本級)	163	6	98	2
精神保健福祉士	106	11	460	65	二級自動車整備士	101	10	216	9
介護支援専門員(ケアマネージャー)	391	27	1,449	96	三級自動車整備士	74	6	201	10
介護職員基礎研修修了者	33	1	242	35	自動車検査員	37	2	40	1
福祉用具専門相談員	97	3	74	8	2級ボイラー技士	152	7	106	48
介護職員初任者研修修了者	962	75	9,255	859	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	107	1	56	11
介護職員実務者研修修了者	344	27	3,882	252	移動式クレーン運転士	181	5	114	0
税理士	18	1	36	11	小型移動式クレーン運転技能者	205	6	107	0
社会保険労務士	135	25	79	30	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	33	1	55	2
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,058	66	1,230	46	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	111	4	189	6
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	306	19	399	59	玉掛技能者	1,180	40	766	47
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	541	36	218	36	第一種電気工事士	154	5	299	8
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	762	79	748	415	第二種電気工事士	696	37	997	121
管理業務主任者	74	4	37	14	足場の組立て等作業主任者	53	2	112	0
実用英語技能検定2級	699	73	59	7	1級管工事施工管理技士	28	3	70	17
TOEIC(730点～)	442	54	17	1	2級管工事施工管理技士	35	3	91	12